

広島県告示第三百一号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

昭和四十年広島県告示第四百四十九号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

安芸津港海岸

二 地区海岸名

江川地区海岸